

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、電子データによる帳簿書類等の備え付けに関して規定している「**電子帳簿保存法**」について、令和3年度税制改正により要件が大幅に緩和されました。その改正により企業にとってメリットが拡大しましたので、その内容を説明いたします。

「電子帳簿保存法」の歴史

高度情報化・ペーパーレス化が進展する中で、会計処理の分野でもコンピュータを使用した帳簿書類の作成が普及してきており、経済界をはじめとする関係各界から、帳簿書類の電磁的記録（いわゆる電子データ）及びマイクロフィルムによる保存の容認について、かねてから強い要望が寄せられていました。このような関係各界からの要望や政府全体としての取組を踏まえ、平成10年度税制改正の一環として、適正公平な課税を確保しつつ納税者等の帳簿保存に係る負担軽減を図る観点から、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度等の創設が行われました。正式名称は「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」（以下、「**電子帳簿保存法**」という。）で、本来、紙で保存することが本則である国税関係帳簿書類の保存について、電子データで保存することを特例として定めた法律が出来ました。

- 1 当初は企業等が自ら電子計算機で作成する帳簿（総勘定元帳や仕訳帳など）や書類（決算報告書や請求書控えなど）が電子保存の対象でした。
- 2 平成17年、電子帳簿保存法が改正され、国税関係書類として企業が受領した請求書や領収書などをスキャナで読み取った電子データの保存が認められるようになりました。ただし、この時点では電子保存可能な請求書や領収書などは3万円未満のものに限定され、さらに電子署名が必要となるなど使い勝手の悪いものでした。
- 3 そこで平成27年には、請求書や領収書などの金額の上限が廃止され、電子署名も不要にな

りました。また、平成28年にはデジカメやスマホで撮影した電子データによる保存も認められるようになりました。

- 4 そして、令和2年の改正では、キャッシュレス決済の場合、紙の領収書の代わりに「電子の取引明細」でも保存可能というように変わってきました。

前述した「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。（この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載されている事項をいいます）。

つまり、最初から電子データとして作成され、そのまま電子データとして授受される請求書や領収書などの保存について規定されているのがこの電子取引です。これらの保存要件については、発行者または受領者がタイムスタンプを付すこと、または自らの規定により訂正または削除を防止することとされてきました。これが、令和2年の改正では、訂正または削除を行った場合その履歴が残ること、または、訂正または削除ができないシステムであれば良いこととなっています。

「電子帳簿保存法」改正のポイント

1 承認制度の廃止

これまで、国税関係書類を電子的に保存するには、電子化開始の三ヶ月前までに所轄の税務署長に申請して承認を受ける必要がありました。しかし、改正された電子帳簿保存法の適用時期は、「帳簿の場合は令和4年1月1日以降に開始する事業年度から」、「決算書類などの書類とスキャナ保存については令和4年1月1日以降に保存を開始するデータから」となっています。それ以降は税務署長の承認なしに、電子データによる国税関係帳簿書類の備え付け・保存が可能になります。

これまで企業の電子化が進んでこなかった理由の一つに申請の煩わしさがありましたが、廃止により電子化が一気に進むことが期待されます。

2 優良電子帳簿保存制度の創設

優良電子帳簿保存制度とは、電子帳簿保存法の要件に従ったシステムを使って保存された電子帳簿のことです。税法では、税務調査を受け、修正申告等があったときには修正申告等により納付することとなった税額の10%に相当する額が過少申告加算税として加算されることになっています。

しかし、今回の改正で、電子帳簿保存法の要件に従ったシステムを使って帳簿を作成・保存した場合、令和4年1月1日以降に税務調査を受けて追徴課税が発生しても、過少申告加算税がこれまでの10%から5%に軽減されます。

3 国税関係書類のスキヤナ保存の要件緩和

- (1) 訂正削除の履歴が残るシステムを使った場合にタイムスタンプが不要となりました。これにより、業務にかかる手間・時間・コストが削減できます。
- (2) 書類の入力（スキヤン）期限が大幅に延長され、これまでの「業務終了後速やかに入力する」から概ね2ヶ月以内までとなりました。
- (3) 適正事務処理要件の廃止。これまで、スキヤナ保存する際に、①相互に牽制しながら入力する ②定期的な検査を行う ③入力に不備があった際の再発防止策を定める などと求められていましたが、実行しなくても良いということではありませんが、法令要件からは除外されました。
- (4) 検索項目が改正され、日付、金額、取引先の3項目だけに緩和されました。

4 電子取引データの厳格な保存

今回の改正では、書面出力による代替措置は認められなくなりました。令和4年1月1日以降に行う電子取引の取引情報については、必ず電子帳簿保存法で規定されている要件を満たした状態で保存する必要があります。

5 罰則規定承認制度が廃止されスキヤナ保存の要件が緩和された一方、罰則規定が厳格化

そもそも国税関係帳簿書類及び電子取引データについて、電子帳簿保存法の要件に従った保存がされていない場合、税法上保存義務がある帳簿書類として取り扱われません。従って、電子帳簿保存法の要件を十分に理解した上で電子化を進めることが必要です。また、スキヤナ保存と電子取引データともに、取引の事実と違う内容に改ざんした場合、35%の重加算税に10%が加算されることになります。合わせて45%の加重に賦課されることになるため注意が必要です。

「母の日」

母の日は「日頃の母の苦勞をねぎらい、母に感謝を伝える日」です。



世界中で起源が異なるため

日付は様々です。日本や米国など多数の国は5月の第2日曜日ですが、ノルウェーでは2月の第2日曜日、フランスなどは5月の最終日曜日です。母の日は米国から日本に伝わり、明治時代の末頃にキリスト教の行事として行われたようです。

その後、昭和11年に森永製菓が母の日を普及させる活動を各団体に呼びかけ、昭和12年に豊島園で第1回「森永母の日大会」を開催し、その様子が新聞等で取り上げられ日本中に広がりました。

5月の税務と労務

- ・国税／4月分源泉所得税の納付 5月10日
- ・国税／3月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 5月31日
- ・国税／9月決算法人の中間申告 5月31日
- ・国税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 5月31日
- ・国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合） 5月31日
- ・国税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- ・国税／特別農業所得者の承認申請 5月17日
- ・地方税／自動車税・鉦区税の納付
都道府県の条例で定める日

6月の税務と労務

- ・国税／5月分源泉所得税の納付 6月10日
- ・国税／所得税の予定納税額の通知 6月15日
- ・国税／4月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 6月30日
- ・国税／10月決算法人の中間申告 6月30日
- ・国税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 6月30日
- ・地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）
市町村の条例で定める日
- ・労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内
- ・労務／児童手当現況届（市町村役場に提出） 6月30日